

政府管掌健康保険の公法人化について

- 政府管掌健康保険の公法人化について…………… 1
- 社会保険庁における健康保険業務の移管に向けた検討・準備について… 6

政府管掌健康保険の公法人化について

- 政府管掌健康保険については、昨年 6 月の健康保険法改正により、平成 20 年 10 月に国から切り離した公法人（全国健康保険協会）を設立することとなっており、昨年 11 月、設立委員が任命され、設立準備のための議論が開始されたところ。
- 設立委員会においては、定款や事業計画、予算、職員の労働条件・採用基準等の策定、職員の採用の可否の決定等、法人の設立準備行為を行うこととなっており、協会の発足の概ね 1 年前となる平成 19 年秋までを目途として、法人の理念・運営方針や組織人員の骨格、職員の採用基準・労働条件を固めることができるよう、検討を進めていくこととなっている。

[委員会の開催スケジュール]

- ・第 1 回（平成 18 年 11 月 14 日）
- ・第 2 回（平成 19 年 1 月 30 日）
- ・第 3 回（平成 19 年 3 月 29 日（予定））

政府管掌健康保険の公法人化について

改革の視点

○ 都道府県単位の財政運営

国と切り離した保険者として全国健康保険協会を設立し、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とする。

○ 財政運営の安定化

被用者保険の最後の受け皿であることから、解散を認めない法人として政府により設立し、財政運営の安定化のために必要な措置を講ずる。

○ 自主・自律の保険運営

保険料を負担する被保険者等の意見を反映した自主自律の保険運営を確保するとともに、非公務員型の法人とし、業務の合理化・効率化を推進する。

国(厚生労働省)

厚生労働大臣

制度の企画・立案

社会保険庁

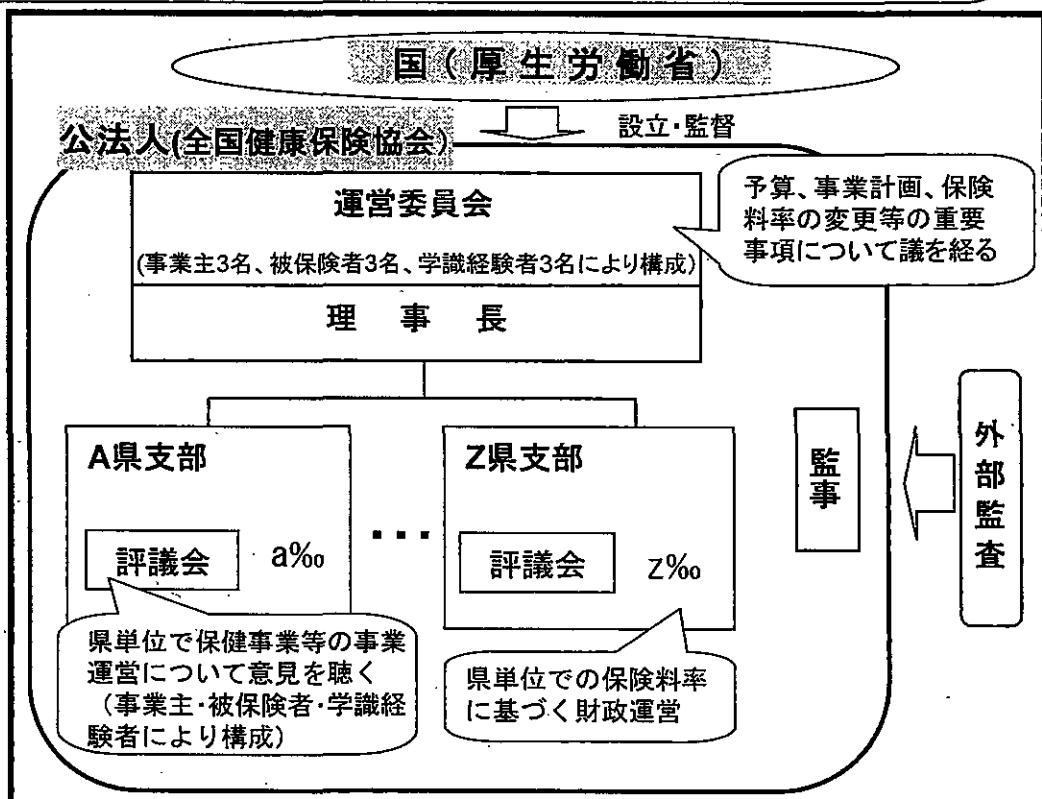
政管健保の保険者事務の実施

○全国一本の保険運営

○全国一本の保険料率

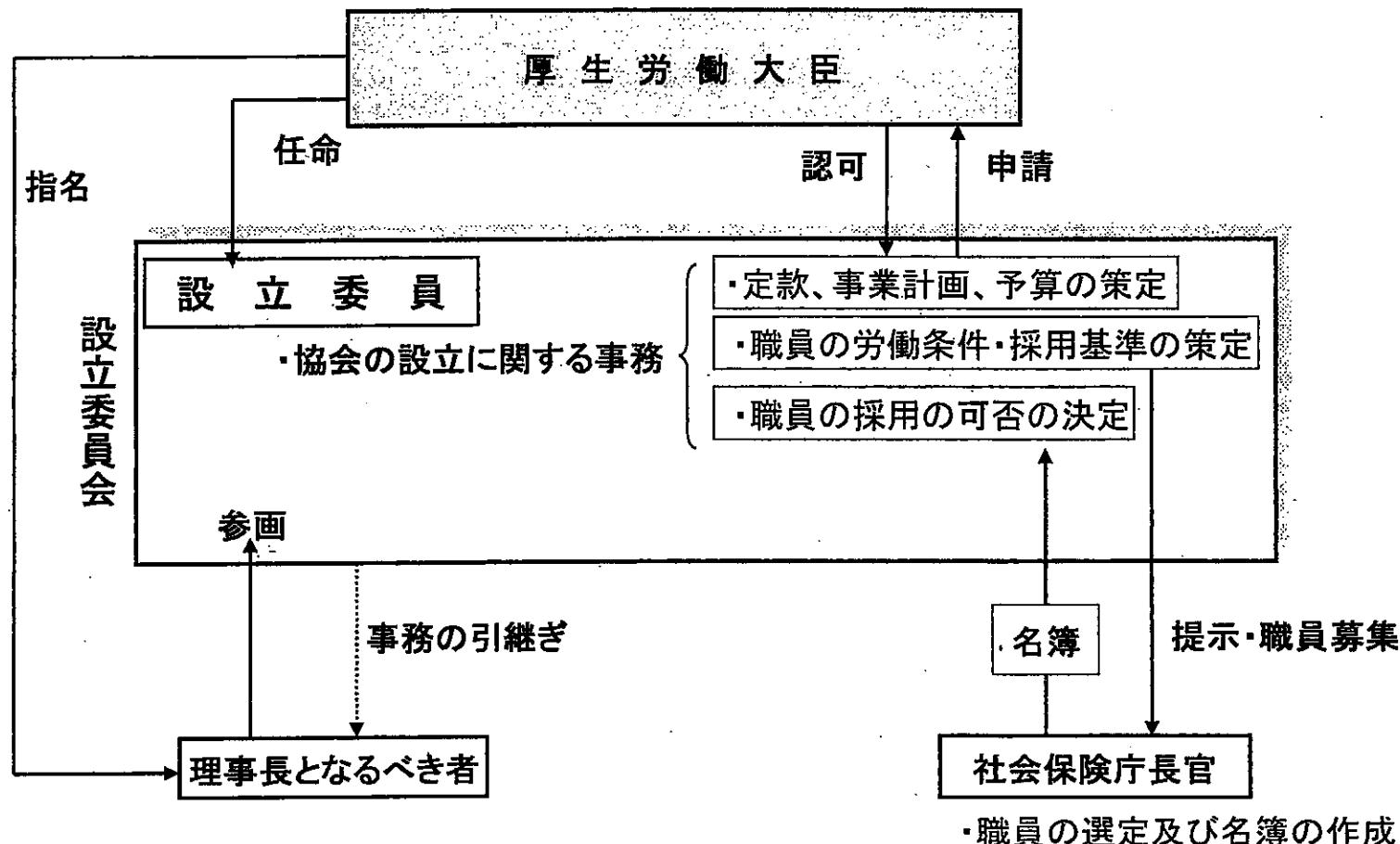
○厚生年金と一体の適用徴収

- 保険者機能の発揮
- ・運営の自主性・自律性
 - ・給付と負担の公平

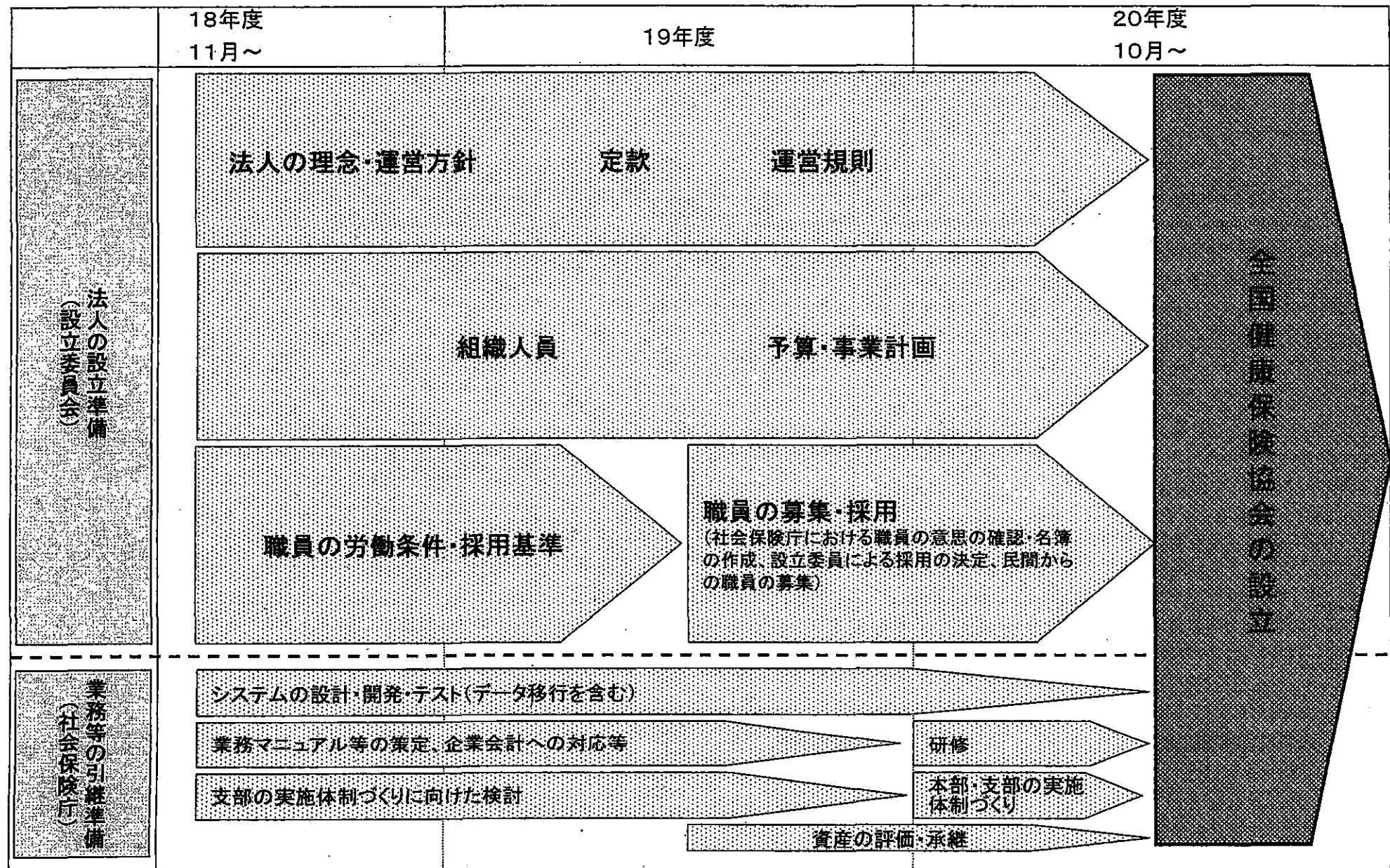


全国健康保険協会の設立委員について

- 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、定款の作成等の設立に関する事務を処理させる。
- 設立委員は、協会の職員の労働条件及び採用基準を作成する。社会保険庁からの職員の採用については、社会保険庁長官を通じて、募集を行う。



全国健康保険協会の設立に向けてのスケジュールのイメージ



医療制度改革における保険者の役割

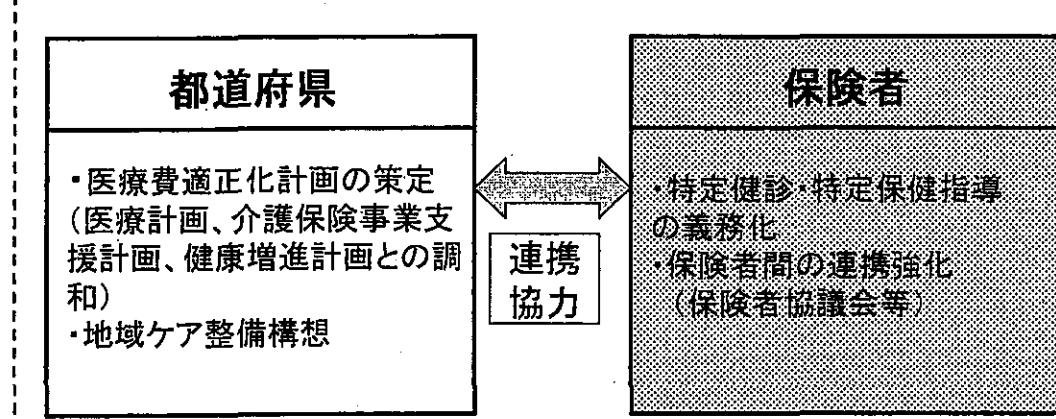
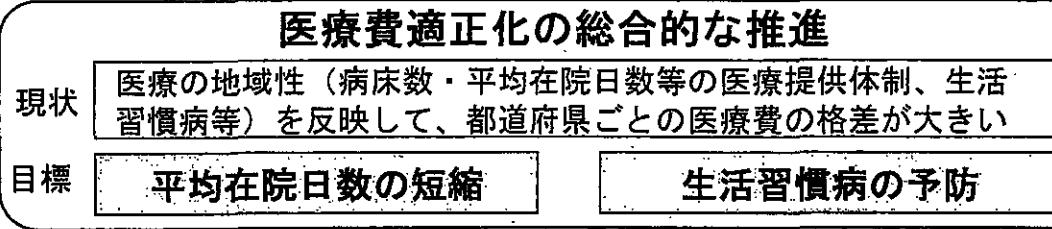
～医療費適正化と都道府県単位を軸とする保険者の再編統合～

都道府県単位を軸とする保険者の再編統合

- ・政省健康の公法化
- ・全国健康保険協会の設立
- ・国民健康保険の都道府県域での共同事業の推進
- ・地域型健康保険組合制度の創設

医療提供体制の見直し
(都道府県を通じた医療機関に関する情報の公表制度の創設、医療計画制度の見直し等)

新たな高齢者医療制度の創設運営
(都道府県単位で広域連合により)



保険者機能の強化

医療制度改革の趣旨を踏まえ、被保険者等の利益を代表する者として生活習慣病の予防や効率的で良質な医療の確保のために保険者機能を発揮していくことか期待

社会保険庁における健康保険業務の移管に向けた検討・準備について

社会保険庁においては、平成20年10月の全国健康保険協会の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の被保険者等の意見を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、協会に業務を移管するための検討・準備を進めいく必要がある。

このため、平成18年8月から、5社会保険事務局(秋田、福島、三重、愛媛、福岡)において、全国のモデルとなる取組を先行的に開始したところである。平成19年度は、全社会保険事務局において、公法人化を見据えた体制づくりや業務の移管等のための検討・準備を進めていくこととしている。

被保険者等の意見を反映した事業運営の推進

1. 広報・情報提供の推進

政府管掌健康保険に関する広報・情報提供について、都道府県ごとの運営状況や公法人化に関する情報も含め、その充実を図る。

2. 健康保険事業に関する懇談会の開催

政府管掌健康保険の健康保険事業について、都道府県単位で事業主・被保険者等から構成される懇談会を開催し、必要な情報提供を行うとともに、被保険者等からのご意見を踏まえ、地域の実情を踏まえた事業運営を推進する。

3. 健康保険委員制度の実施

健康保険事業について、広報、相談、各種事業の推進、モニターなど、事業に協力していただく被保険者を委嘱する健康保険委員(健康保険サポート)制度を実施する。

II. 政府管掌健康保険の公法人化を見据えた業務改革の推進

1. 業務の集約化等

健康保険給付業務について、都道府県単位で業務の集約化を推進するとともに、業務の標準化や外注化を推進する。

2. 被保険者サービスの向上

健康保険給付業務について、サービススタンダードの遵守を徹底するとともに、入院に係る高額療養費の現物給付化等の新たなサービスの周知徹底を図り、被保険者サービスの充実を図る。また、保険給付の申請等については、郵送や電子申請により、被保険者等が社会保険事務所に来所しなくとも手続が完結できる環境整備を推進する。

III. 保健事業の充実

保健事業については、地域の実情を踏まえ、健診の受診率や事後指導の実施率の向上を図るとともに、平成20年4月からの特定健診・特定保健指導の実施体制の準備を進める。

IV. 医療費適正化対策の推進

政府管掌健康保険の公法人化に伴う都道府県単位の財政運営を見据え、さらに効果的かつ効率的なレセプト点検の推進を図るとともに、地域の医療費の分析の充実など、医療費適正化対策の推進を図る。

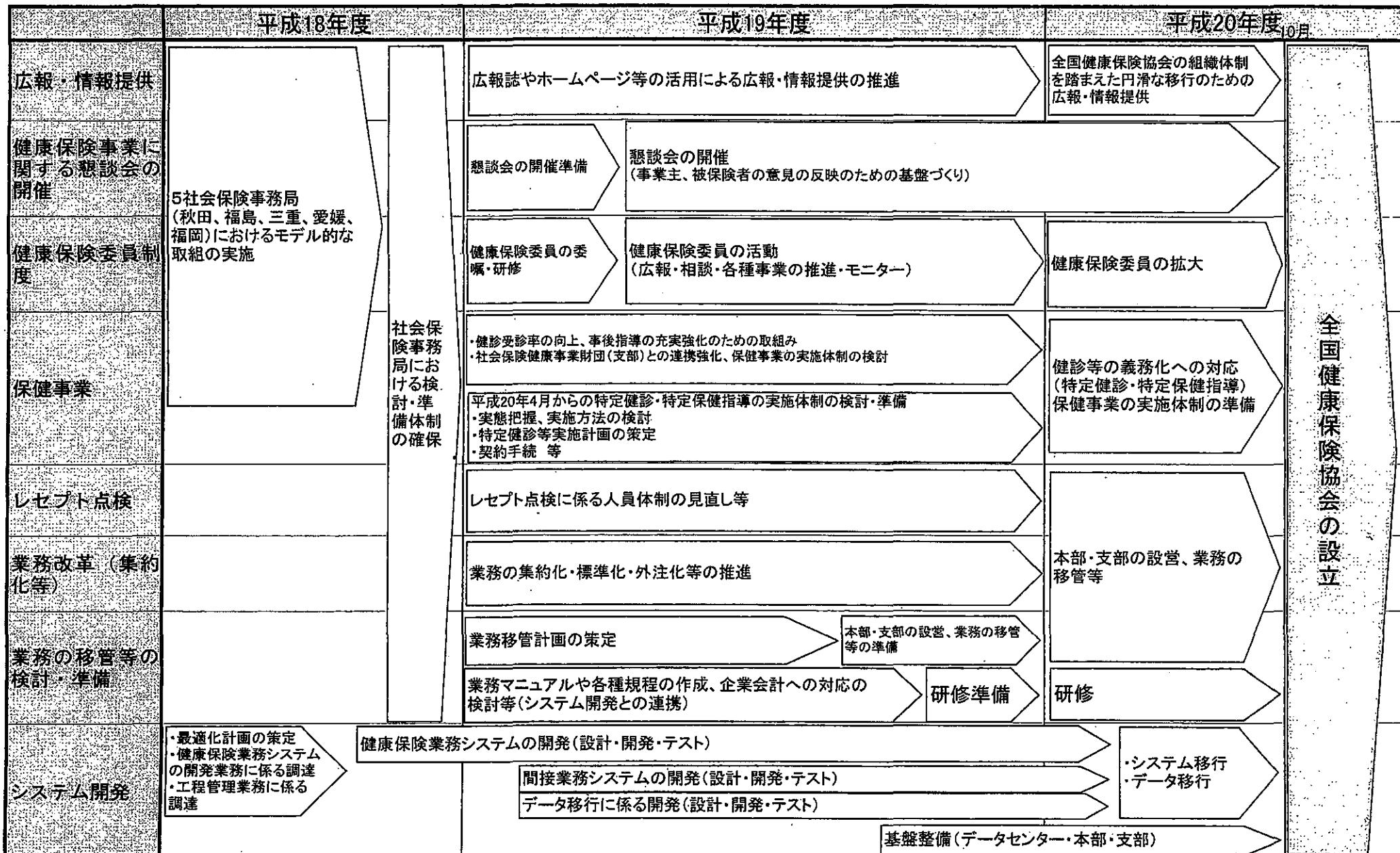
V. 業務の移管等の検討・準備

政府管掌健康保険の公法人化に伴う業務の移管を円滑に行うことができるよう、業務マニュアルの作成や企業会計への対応、業務の移管に関する計画の策定等など、必要な検討・準備を進める。

VI. システム開発

全国健康保険協会の健康保険業務システムの開発については、基本設計開始に着手したところ。

全国健康保険協会への健康保険業務の移管等のための検討・準備スケジュール(案)(イメージ)



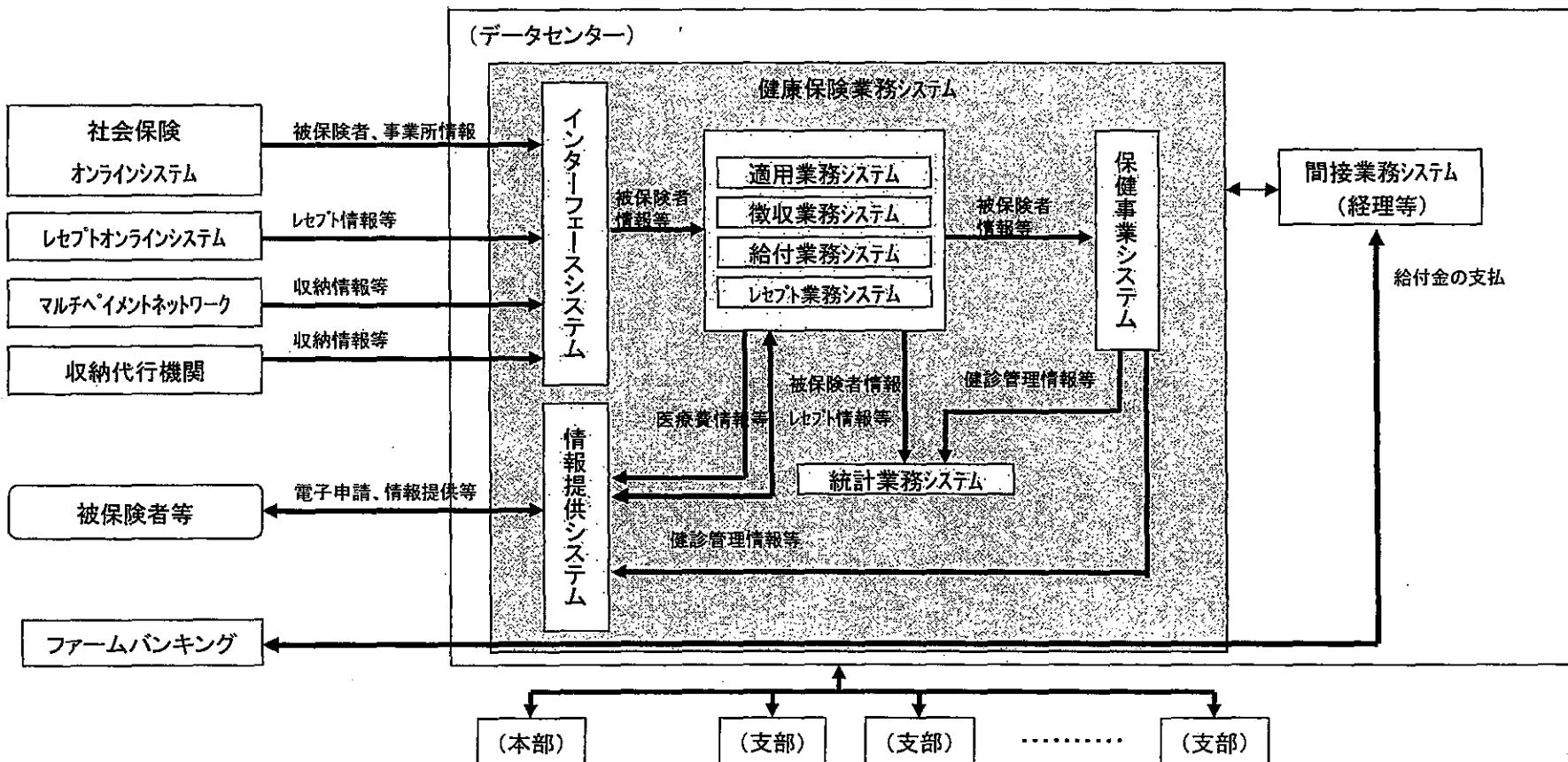
5 社会保険事務局における政府管掌健康保険の公法人化を見据えた取組みの実施状況

	秋田		福島		三重		愛媛		福岡	
事業主	渡邊靖彦	秋田県商工会議所連合会会长(秋田中央交通株式会社代表取締役社長)	五十畠昌之	福島県商工会議所連合会(東北自興株式会社代表取締役社長)	橋本幸司	三重県津市商工会議所(旭電器工業株式会社代表取締役社長)	藤堂勢治	愛媛県商工会議所連合会副会頭(有限会社塩屋呉服店代表取締役社長)	山田良治	福岡県商工会議所連合会(昭和タクシー株式会社代表取締役社長)
	加藤義光	秋田県商工会連合会理事(株式会社加藤組代表取締役)	佐藤勇	福島県商工会連合会副会长(株式会社丸幸ニット代表取締役社長)	中嶋勉	三重県商工会連合会副会长	村上友則	愛媛県商工会連合会理事(協和汽船株式会社代表取締役社長)	仲宗根稔	福岡県商工会連合会理事(ナガソネ住設株式会社代表取締役社長)
	伊藤辰郎	秋田県中小企業団体中央会理事(秋田清酒株式会社代表取締役)	三浦康克	福島県中小企業団体中央会副会长(東開クレテック株式会社取締役会長)	中川千恵子	三重県中小企業団体中央会副会长(株式会社中川製作所代表取締役)	山本功	愛媛県中小企業団体中央会会长(株式会社山本製作所代表取締役社長)	正木計太郎	福岡県中小企業団体中央会会长(株式会社マルショウ代表取締役社長)
健康保険事業に関する懇談会	山崎春樹	千代田興業株式会社総務部総務課長(健康保険委員)	石井淳子	福島県商工会連合会主査(健康保険委員)	高尾佳孝	株式会社トミテック工場長(健康保険委員)	広瀬一夫	渦潮電機株式会社人事総務部部長参与(健康保険委員)	江上誠	柳川商工会議所労務課長(健康保険委員)
	佐々木鉄夫	株式会社菅組総務部長(健康保険委員)	太田稔	榮川酒造株式会社総務マネージャー(健康保険委員)	伊藤裕人	昭永工業株式会社業務部長(健康保険委員)	西岡律美	愛媛県国民健康保険団体連合会事務局長(健康保険委員)	宮崎正俊	九建運輸産業株式会社業務課長(健康保険委員)
	澤田石碑	キングタクシー株式会社 全自交労連秋田地方連合執行委員長(公募)	井幡修一郎	福島交通株式会社自動車部貸切部長(健康保険委員)	中村学	廣瀬精工株式会社総務部次長(健康保険委員)	山内俊夫	連合愛媛県連合会(公募)	岡山直美	協同組合ナフコ商品センター(健康保険委員)
被保険者	三浦亮	秋田大学学長	美馬武千代	福島大学経済経営学類教授	岩崎恭彦	三重大学人文学部講師	丹下晴喜	愛媛大学法文学部助教授	石田重森	福岡大学教授
	山崎澄子	秋田地方法務局秋田県人権擁護委員連合会人権擁護委員	武藤正隆	福島県弁護士会理事弁護士	橋本勝利	三重県弁護士会弁護士	木下常雄	愛媛弁護士会弁護士	尾形裕也	九州大学大学院教授
	吉田慶嗣	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会常務理事	若松幹雄	元常磐健保組合常務理事	古庄憲之	社会福祉法人三重県社会福祉協議会常務理事	田中チカ子	松山東雲短期大学教授	工藤壽文	福岡県厚生事業団常務理事
懇談会開催	平成18年12月11日 平成19年3月5日予定		平成18年12月7日 平成19年2月22日		平成18年12月14日 平成19年3月下旬予定		平成18年12月18日 平成19年3月1日予定		平成18年12月4日 平成19年2月20日	
健康保険委員	35名		49名		30名		26名		42名	

	秋田	福島	三重	愛媛	福岡
保健事業 (主な取組み)	○健診受診率向上のための取組 <ul style="list-style-type: none"> 事業所への訪問や電話、文書による健診の受診勧奨を実施。 社会保険事務所休日開庁日における年金相談と併せて検診車による健診を実施。 健診機関へ休日健診の実施状況のアンケート調査を実施。 「被扶養者調査」を活用し、被扶養配偶者への健診受診勧奨を実施。 	○健診受診率向上のための取組 <ul style="list-style-type: none"> 事業所への訪問、電話、文書による健診の受診勧奨を実施。また、任意継続被保険者に対しても専用の受診申込書を同封した文書による受診勧奨を実施。 健診機関の少ない6地域(へき地・中山間地)へ検診車による健診の実施。 検診車による土曜受診を実施。(2地域) 被扶養配偶者の健診受診については、新規の扶養認定の際や被保険者の事後指導時に受診勧奨を実施。 	○健診受診率向上のための取組 <ul style="list-style-type: none"> 健診の受診率の低い社会保険事業所管内(伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡)を対象として文書により受診勧奨を実施。 健診対象者が11人以上の事業所に対して電話による受診勧奨を実施。 伊勢社保管内の事業協同組合に対して集団健診を依頼。 健診機関への診療時間等のアンケートを実施したあと、健診時間の延長や休日の実施について依頼を検討。 被扶養配偶者の健診受診については、市町村窓口に被扶養者の健診申込用紙の設置を依頼するとともに、市町村広報誌に掲載。 	○健診受診率向上のための取組 <ul style="list-style-type: none"> 10名以上の健診対象者のいる事業所に対して文書により健診の受診勧奨を実施。 健診の未受診事業所の割合が70%以上の2市において、10名以上の健診対象者がいる事業所に対し、アンケート調査を実施。 	○健診受診率向上のための取組 <ul style="list-style-type: none"> 東福岡社保管内において、健診対象者数10人以上20人未満でかつ平成18年度未受診事業所を対象に文書により受診勧奨を実施するとともに、健診対象者数20人以上の事業所に対して、訪問により受診勧奨を実施。 土曜日に健診を実施している健診機関を把握し、未実施機関にアンケートを実施。 健診機関から送付する問診票にチラシを同封し被扶養配偶者に対する受診勧奨を実施。また、同チラシを東福岡社保管内の事業主を経由して被保険者へ送付。
	○情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 「社会保険あきた」やホームページに保健師による「健康トピックス」等を掲載。 	○情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 広報誌「情報ステーション」で健診事業に関する特集号を作成し、情報提供。 電子メールを使用し、健康保険法改正のパンフレットを健康保険委員へ情報提供。 	○情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 健診後の健康相談や生活習慣の改善等に関する情報ペーパーを作成し、社会保険事務所、健診機関等へ配布。 ホームページに健診の締切状況を掲載するとともに、生活習慣病予防健診申込書のダウンロードを可能とする。 	○情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 健診事業及びモデル事業の取組状況等について、広報誌「保健課通信」を全事業所に送付するとともに事務局ホームページに掲載。 	○情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ホームページに新たな健診(健康)サイトを設け、健康度や肥満度チェック等ができるようにするため企画コンペを実施。
	○保険者協議会等との連携 <ul style="list-style-type: none"> 保険者協議会において、被扶養配偶者の健診の実態把握及び平成20年4月以降の健診方法について、協議予定。 労働安全衛生法に基づく受診の有無等についてのアンケート調査を実施。 	○保険者協議会等との連携 <ul style="list-style-type: none"> 保険者協議会において、老人健保の健診における被扶養者の受診状況を把握。 労働安全衛生法に基づく受診の有無等についてのアンケート調査を実施。 	○保険者協議会等との連携 <ul style="list-style-type: none"> 保険者協議会において、各保険者の健診事業及び事後指導の実態を把握するとともに、今後の対応を協議。 労働安全衛生法に基づく受診の有無等についてのアンケート調査を実施。 	○保険者協議会等との連携 <ul style="list-style-type: none"> 保険者協議会において、老人保健事業についての実態を把握するとともに、平成20年4月以降の健診、事後指導の対応について意見交換。 労働安全衛生法に基づく受診の有無等についてのアンケート調査を実施。 	○保険者協議会等との連携 <ul style="list-style-type: none"> 保険者協議会において、老人保健事業についての実態を把握。 労働安全衛生法に基づく受診の有無等についてのアンケート調査を実施。
	○事後指導の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> 健診受診者で過去3年間、指導区分「2」及び「3」の者に個人対応で事後指導を実施。(秋田組合総合病院でモデル的に実施) 	○事後指導の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> 前年度の訪問による個別指導実施率を上回るため、事業所への電話勧奨を実施。 	○事後指導の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> 社会保険事務所において休日開庁日(年金相談日)に事後指導の実施。 健診機関から、健診結果を送付する際に事後指導の案内文書を送付。 健診受診者で、指導区分「2」、「3」の者で平成17・18年度の事後指導を受けていない者に対して事後指導の勧奨を実施。 	○事後指導の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> 指導区分「2」、「3」に該当する健診受診者で、過去3年間事後指導を受けている者に対して、健診実施機関が健診結果を基に保健師の所見を添えた文書勧奨を送付。 平成16年度から17年度において、生活習慣病予防健診を受診したが、事後指導を受けていない事業所に対し事後指導の勧奨及びアンケートを実施。 	○事後指導の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> 各健診機関との事後指導についての打合せ会を開催。 東福岡社保管内の事業所の中で、健診受診後2~3年事後指導を受けていない事業所に対し、事後指導の必要性を記載した文書を送付。 東福岡社保管内において事後指導を受けていない指導区分「2」、「3」の者に対し、事業主を経由して勧奨を実施。

全国健康保険協会の健康保険業務システムのイメージ

- 全国健康保険協会の健康保険業務システムについては、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」(平成18年10月31日改定)に基づき、①業務の効率化・合理化、②被保険者サービスの向上、保険者機能の強化、④安全性・信頼性の確保、⑤経費削減を基本理念として、最適な業務・システムの構築に取り組むこととしており、基本設計に着手したところ。
- 健康保険組合で用いられている健康保険業務パッケージを最大限活用するとともに、ハードウェア及びソフトウェアについてはオープンシステムとすることにより、費用対効果に優れたシステムの構築を図ることとしている。



全国健康保険協会のシステム開発スケジュール(イメージ)

